

事業所名		高岡市きずな子ども発達支援センター		公表日			令和7年 2月 28日	
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと思われる点など	課題や改善すべき点		
環境・運営・体制整備	1	訪問支援に使用する場合の教具教材は適切であるか。	○		支援開始前に園を訪問し、お子様の実態を把握したうえで、お子様の興味や発達に合わせた玩具や教材の準備・提供を行っています。			
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		支援員1名に加え、児童発達支援管理責任者1名も同行し、2名体制で支援をしています。	支援員が保育所等訪問支援専任ではないため、急なキャンセルの対応や日程調整に時間がかかる場合があります。 質の高い支援を行うために、療育の経験と高い技量が求められるため、研修等を通して支援員の育成を行っています。		
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		支援開始前に職員間で支援のねらいや内容について打ち合わせを行い、支援終了後に振り返りと改善点について話し合うことで、次の支援に活かしています。			
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		支援終了後には「保育所等訪問支援ガイドライン」に基づいた保護者等向け評価を実施し、それらの意見を踏まえた上で職員間での話し合いを行い、業務改善に努めています。			
	5	従業員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		事業所としての自己評価を行い、改善点について職員間で話し合い、業務改善につなげています。			
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○	現在は保護者・訪問先施設による事業所評価は行っていますが、第三者による外部評価は行っていません。	・外部評価は実施していませんが、センター内の他部署（診療科、育成科等）からの助言や、必要に応じて意見交換を行っています。 他部署とのやりとりを通じ、多角的に業務内容を見直し、改善していきたいです。		
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		定期的にセンター内研修や担当者会議を実施し、こどもたちへの個別配慮や関わり方について学び、職員の資質やスキル向上を図っています。また、外部研修にも参加し自己研鑽にも努めています。			
適切な支援の提供	8	個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	○		支援開始前に園を訪問し、お子様の行動観察や担任からの聞き取り、保護者からの聞き取りから実態を把握しています。それに加え、相談支援専門員からの意見も合わせて課題を客観的に分析し、保育所等訪問支援計画を作成しています。			
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		支援開始前に園を訪問し、実態を把握した支援員から聞き取りを行ったうえで、お子様が集団の中で過ごしやすくなるためのねらいや支援方法を検討し、保育所等訪問支援計画を作成しています。			
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	○		支援開始前に支援員が園を訪問した際、担任が不安に感じている場面や内容を具体的に聞き取り、継続可能な支援のねらいや内容を確認したうえで、保育所等訪問支援計画を作成しています。			
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		支援計画に沿った支援を行えるよう、職員間で支援内容のねらいを共有し、個々に合わせた配慮を工夫して支援を行っています。			
	12	こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○		こどもの行動観察や保護者・担任からの聞き取りにより、発達状況を確認しています。また、療育（外来保育）及び訓練等利用者については、センター内の担当職員からも聞き取りを行い、多角的なアセスメントで状況確認しています。			
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	○		保育所等訪問支援ガイドラインに沿って支援計画を作成しています。支援内容については職員間で共通理解を図り、お子様の発達や特性に合わせた支援計画を作成しています。			
	14	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	○		支援初日は支援開始前の行動観察や担任からの聞き取りより、2回目以降は前回の成果や改善点より、職員間で支援のねらいや内容について共通理解し、役割分担をしたうえで支援しています。			
	15	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		支援終了後に職員間で支援内容や個別の関わりについて振り返り、改善点を話し合った上で次の支援に活かせるよう努めています。			

	16	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○		前もってHPにて訪問先の理念や方針を把握しています。集団保育と個別支援のバランスも鑑みて、担任が継続可能な支援内容について確認しながら支援を進めています。	
	17	毎回の支援に関して、記録を取ることを徹底し、支援の検証・改善に繋げているか。	○		ねらいに基づいて、お子様の姿や支援内容について詳細に記録をとり、支援の検証・改善を行い次回の支援に活かしています。	
	18	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○		訪問先の担任とは毎回の支援前後、保護者には月に1回、お子様の成長や課題について確認しながら、必要に応じて変更計画の見直しを行っています。	
関係機関や保護者との連携	19	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○		児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、支援を担当する職員で担当者会議を行っています。また必要に応じ医師、看護師、訓練士も参加して行っています。	
	20	地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○		必要に応じて市役所の関係課や他事業所と連携を図って情報共有を行い支援に活かしています。	
	21	就学時の移行の際には、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○		保育所等訪問支援事業では移行支援は行っていないませんが、必要に応じて保育園、他事業所などと情報の共有を行っています。	
	22	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等に助言を受けたり、職員を外部研修に参加させているか。	○		児童発達支援センター連絡協議会では県内外の講師を招き研修を行っています。また、センター内の医師及び訓練士から積極的に助言を受けています。	
	23	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。	○		高岡圏域3市については、発達支援室職員が参加し、協議内容の報告を受けています。	
	24	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	○		月に1回、保護者とお子様の成長や課題について確認しながら、今後の方向性について共通理解を図っています。	
保護者等への説明等	25	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○		外来保育を並行利用されている保護者を対象に、3か月間全6回のグループペアレントトレーニングを3クール実施しており受講希望者は参加が可能となっております。	
	26	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		契約時に説明を行っています。利用者負担額の変更など必要時には、その都度保護者の皆様に説明を行っています。内容を理解して頂けるよう、今後も分かりやすく、丁寧な説明に努めてまいります。 児童発達支援計画の内容を保護者の皆様に説明し、同意を得ています。	
	27	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○		支援開始前に、保育所等訪問支援の趣旨や目的、具体的な支援方法案について説明を行い、了承を頂いたうえで支援を開始しています。	
	28	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○		支援開始前に、お子様の行動観察や保護者からの聞き取りを行い、お子様が集団の中で過ごしやすくなるための支援のねらいや方法を検討し、保育所等訪問支援計画を作成しています。	
	29	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○		保育所等訪問支援計画の内容を保護者に説明し、同意を得ています。	
	30	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか。		○	月に1回保護者の方とお子様の成長や課題について確認しながら、今後の方向性について共通理解を図っています。	
	31	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機械を設ける等の支援をしているか。	○		保育所等訪問支援事業では、保護者会は組織されておりません。	
	32	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。		○	相談内容によって、担当者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員、医師、看護師、訓練士と連携を図りながら、迅速に対応できるよう努めています。	
	33	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	○		定期的に発行している会報はありません。ホームページで施設の概要や年間行事、公的評価の結果を公開していますのでご覧ください。	
	34	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いについて管理の徹底を行っています。	
	35	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		お子様には視覚的ツールを用いた分かりやすい支援を行い、意思疎通や情報をお知らせしています。	

訪問先施設への説明等	36	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○		毎回支援開始前に、担任からお子様の様子や支援の悩みについて確認し、その日の支援のねらいや内容について説明を行ったうえで、支援を実施しています。また、支援後に担任が継続可能な支援内容について確認しています。	
	37	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		毎回支援終了後に振り返りを行い、課題を整理した後、担任が継続可能な支援内容について確認しています。	
	38	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		毎月、保護者へ成長や課題を報告し、感想や意向を聞きながら支援を進めています。	
	39	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報の取り扱いについて管理の徹底を行っています。	
	40	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○		支援後に振り返りを行い、課題を整理した後、集団保育と個別支援のバランスも鑑みて担任が継続可能な支援内容について確認しています。	
非常時等の対応	41	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		当センターにおける各マニュアルについては事務所に掲示しています。感染症対策については毎月委員会を開き、その時の情勢に合わせたセンター内の感染対策について検討し、全職員で周知徹底を図っています。	
	42	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○		当センターにおける安全管理について、毎月職員による安全点検、定期的に専門業者による安全点検を実施しています。また、センター全体として、年間計画やマニュアルに沿って毎月研修や様々な想定で避難訓練を行っています。	
	43	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		ヒヤリハット事例が発生した場合、原因を究明して対応策を検討し、報告書に記載しています。その後の対応策については、職員間で周知徹底を図り、同じ事例が発生しないよう危機管理意識をもって指導に当たるよう努めています。	
	44	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止に関する研修の実施及び年2回の自己点検（セルフチェックシートの記入）を行い、虐待防止に向けた意識向上に努めています。	
	45	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。			契約時に身体拘束についての説明を行っています。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その必要性について検討し、お子様や保護者の皆様に十分な説明を行い、同意を得た上で個別支援計画に記載し、実施しています。今年度は該当者がいませんでした。	